

条例公示第 4 号

宗務職制の一部を改正する条例を次のように公示する。

2025年6月27日

宗務総長	木	越	渉
参 務	古	賀	堅 志
参 務	長	峯	顕 教
参 務	佐々木		高
参 務	轡	田	普 善
参 務	山	田	孝 彦

宗務職制の一部を改正する条例

宗務職制（1991年条例公示第5号）の一部を次のように改正する。

第27条から第39条までを1条ずつ繰り下げ、第26条の次に次の1条を加える。

（鍵役補）

第27条 必要に応じ、本廟部に鍵役補を置くことができる。

2 鍵役補は、両堂に奉仕し、鍵役の業務を補佐する。

別表中

「

山陽教務所	兵庫県姫路市	山陽教区
四国教務所	香川県高松市	四国教区

」

を「

山陽四国教務所	兵庫県姫路市	山陽四国教区
---------	--------	--------

」

に改める。

附 則

この条例は、2025年7月1日から施行する。